



千歳市

令和3年7月28日 17時30分現在
千歳市長会見（定例会見）発表資料
資料担当：総務部 納税課
役職・氏名 課長 山本 一俊
Tel 0123-24-3131 内線 441
E-mail kazutoshi.yamamoto
@city.chitose.lg.jp

市税等のスマホアプリ納付の導入について

1 概要

スマートフォン（電子決済）で「いつでも」「どこでも」市税や保険料等が簡単に納付できる、スマホアプリを活用した納付サービスを開始した。

2 内容

(1) 利用方法

市税や保険料等について、スマートフォンなどのモバイル端末を用いた電子決済で、電子決済取扱各社のアプリから、納付書に印刷されているバーコードを読み取ることで、あらかじめチャージされた残高や金融機関口座から納付できる。手数料はかからない。

(2) サービス開始日

令和3年7月1日

(3) 利用金額の制限等

金額が30万円を超えている（au PAYは25万円、YOKA! PAYは10万円を超えている場合）、コンビニ使用期限が過ぎている、汚れなどでバーコードが読み取れない場合には取り扱いができない。

(4) 領収書について

電子決済での納付は領収書が発行されない。領収書が必要なときには、金融機関窓口またはコンビニエンスストアなどの窓口で納付していただくことになる。

3 添付資料

- ・納付できる市税や保険料等及び対応するスマホアプリについて